

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年7月18日

横浜市契約事務受任者
神奈川区長 日比野 政芳

1 契約の概要

令和5年6月2日の大雨により発生した三ツ沢東町がけ崩れに関して、避難指示の範囲、継続・解除の判断に必要な現地調査を地盤品質判定士に委託して実施した。

2 履行（納品）場所

神奈川区三ツ沢東町8-3 せせらぎ緑道付近ほか

3 契約日

令和5年6月3日

4 履行日又は履行期間

令和5年6月3日から令和5年7月31日まで

5 契約金額

¥124,300.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

東京都文京区仙石4丁目38番2号

一般社団法人地盤品質判定士会 理事長 北誥 昌樹

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

避難指示の範囲、継続・解除の判断は周辺住民の生命にかかわる事案であり、緊急で実施する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

建築局が協定を締結している地盤品質判定士会であり、迅速に対応できる者であるため。

9 所管課

神奈川区総務課